

龍ヶ崎市学校給食センター整備事業

実施方針

令和2年3月

龍ヶ崎市

目 次

第 1 実施方針の位置付け	1
第 2 対象事業の概要.....	1
第 3 事業者の募集及び選定.....	4
第 4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
第 5 その他事業の実施に関し必要な事項.....	12
別紙 1 : 事業スキーム.....	13
別紙 2 : リスク分担表.....	14

第1 実施方針の位置付け

龍ケ崎市（以下「市」という。）は、設計・施工一括発注によるDB（^{デザイン} Build）方式を採用して、民間の技術能力を効果的に活用し、龍ケ崎市学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施することを予定している。

本実施方針の公表は、入札説明書等の公表に先立って、事業内容等を具体的に示すことで、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の事業参入のための検討を容易にするとともに、本実施方針に対する意見等を聴取することで、より効率的で実効性の高い事業実施条件を検討するために行うものである。

第2 対象事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

龍ケ崎市学校給食センター整備事業

(2) 事業場所

龍ケ崎市馴馬町字中曾根3017-4 他

(3) 本事業の目的

市の学校給食センターは、第一調理場が建築後36年経過し老朽化が進行していることから、早急な改修が求められている。また、第二調理場は、建築後20年の経過であるが経年劣化の進行とともに、平成23年3月の東日本大震災の影響により敷地地盤の軟弱性と相まって、沈下によるアスファルト面の不陸化や地下配管の腐食・脱落、基礎部分の亀裂等が顕在化している。

また、平成20年の「学校給食法」の改正で、新たな「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいことが位置付けられたことから、適切な衛生管理の徹底が求められているが、第一・第二調理場とも整備時期が古いことから、現行の「学校給食衛生管理基準」に適合した調理作業が難しい状況である。

これらから、龍ケ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計画において、学校給食センター第一・第二調理場の一元化による衛生機能強化と食の安全性の向上及び、効率的な運営を目指し、学校給食センターの一元化による建替えを目的として本事業の実施を位置づけたものである。

(4) 基本方針

市は、本事業で、民間の技術能力を効果的に活用し、以下のような施設の整備が実現されることを期待する。

ア 安全・安心でおいしい給食の提供

- (ア) 安全で安心な給食を確実に提供するため、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析・重要管理点) の考え方に基づく「学校給食衛生管理基準」等に適合した施設を整備する。
- (イ) おいしい給食を安定的に提供するため、最大5,000食/日の給食を効率的に調理できる施設を整備する。
- (ウ) 調理後から2時間喫食を遵守した配送が可能となる施設を整備する。

イ 作業環境の改善

- (ア) 空調設備を導入し、調理室等において適切な温度、湿度及び給排気の管理ができる施設を整備する。
- (イ) 食品搬入から給食搬出の一連作業で人及び食品等の動線が煩雑化しない施設を整備する。
- (ウ) 発散する熱等の少ない調理設備を導入し、快適な作業環境の確保ができる施設を整備する。
- (エ) 調理従事者等のヘルスケアに配慮した施設を整備する。

ウ 環境負荷の低減・コストの縮減に配慮された施設

- (ア) エネルギーを大量に使用する学校給食センターの特性を踏まえ、エネルギー使用量の削減、二酸化炭素の排出抑制及び太陽光等の自然エネルギーの活用など、環境負荷を低減できる施設を整備する。
- (イ) 可能な限り光熱水費を節約して給食が提供できるよう配慮する。
- (ウ) 事業者の技術能力を効果的に活かした効率的な設計・建設により、性能を確保し、かつコストの縮減された施設を整備する。

エ 学校給食における食育の推進

学校給食における食品の安全確保、栄養バランスや地産地消を考慮した献立について学習できる場とする。

オ アレルギー対応食の提供

アレルギー等対応食を可能な範囲で個別に提供できる施設を整備する。

(5) 事業のスケジュール

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

日程	内容
令和2年10月	仮契約の締結
令和2年12月	契約の締結（市議会の議決）
契約締結日 ～ 令和5年6月	施設整備期間
令和5年7月～8月	開業支援期間
令和5年9月	施設供用開始

(6) 事業範囲

本事業の範囲は、次に掲げる業務及び、これらに付随する業務とする。

(ア) 施設整備関係

- a 測量等事前調査業務
- b 各種許認可申請等業務及び関連業務
- c 設計業務（基本設計・実施設計）
- d 工事監理業務
- e 盛土・造成業務（土留めを含む。）
- f 建設業務（基礎工事，外構整備，除外施設整備を含む。）
- g 調理設備調達・搬入設置業務
- h 食器・食缶等調達業務
- i 近隣対応・周辺対策業務
- j 完成検査及び引渡し業務
- k その他の業務

(イ) 開業支援関係

- a 各種設備・機器等の取り扱いに関する市への説明，研修会の開催及びマニュアル作成等
- b 施設の運営等に関する助言及び調理リハーサル等の支援

(7) 支払条件

市は、本事業の事業者との契約の金額を、令和2年度から令和5年度の事業者の事業期間完了までの各年度において、事業者に前払い又は部分払いで支払う。各年度の支払限度額は、市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した額とする。

その他支払い方法等詳細は、入札公告時に公表する入札説明書及び契約書（案）に示す。

(8) 事業スキーム

現在、市が想定している本事業スキームについては、別紙1を参照すること。

第3 事業者の募集及び選定

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、総合評価落札方式を採用する予定である。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和2年5月15日	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和2年5月15日 ～令和2年5月29日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和2年6月12日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
令和2年7月	入札公告
令和2年7月	入札説明書等に関する質問の受付
令和2年8月	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
令和2年8月	参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付
令和2年8月	参加資格審査結果の通知
令和2年9月	提案書の受付
令和2年9月	提案に関するヒアリングの実施
令和2年10月	落札者の決定及び公表
令和2年10月	仮契約の締結
令和2年12月	本契約（市議会の議決）

3 手続き等の内容

(9) 実施方針等の公表

上述した選定スケジュールで、実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）を市公式ホームページ等で公表する。

(10) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年5月15日から令和2年5月29日まで

※土・日・祝日等を除く、9時から17時まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、別紙質問書に記入の上、E-mail にファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること

ウ 提出先

龍ヶ崎市 学校給食センター 第2調理場

電話 0297-64-7027 (直通)

E-mail kyusyoku-2@city.ryugasaki.ibaraki.jp

(11) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表

提出された実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、令和2年6月12日から市公式ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市公式ホームページ <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>

(12) 入札説明書等の公表

前述した事業者の選定スケジュールで、要求水準書、入札説明書、落札者決定基準、様式集及び契約書（案）（以下総称して「入札説明書等」という。）を公表する。

(13) 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等を公表した以降の手続きについては、入札説明書等の中で提示する。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(14) 入札参加者の構成

本件入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成については、次のとおりとする。

ア 入札参加者の定義

(ア) 入札参加者は、市の求める性能を備えた学校給食センターの設計、建設を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

(イ) 入札参加者は、本件施設を設計及び工事監理する企業（以下「設計監理企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。なお、調理設備、食器・食缶等の調達等も建設企業が行うこと。）により構成するものとする。

イ 代表企業の選定

(ア) 入札参加者は、構成企業のうち、建設企業の中から特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）への出資比率が最大の者を代表企業として定め、申込登録及び申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにすることとする。なお、建設JVを結成せず単体の建設企業で建設業務を行う場合には、当該建設企業が代表企業となること。

(イ) 代表企業は、本件入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への登録及び提出並びに市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

ウ 構成企業の制限

同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計監理企業と建設企業を同一の者又は、相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。）

エ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成企業になることができないものとする。

(15) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

総合評価落札方式に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(ア) 参加資格要件

参加意向申請書等の提出期限最終日（以下「参加資格確認日」という。）において、令和元年・2年度龍ヶ崎市競争入札参加資格名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されていること。

(イ) 参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることができない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- b 市の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- e 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書受付日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- f 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ・株式会社 長大：東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
 - ・内藤滋法律事務所：東京都中央区築地2-3-4
- g 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加資格確認日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていることとする。

(ア) 設計監理企業

設計監理企業は、以下に示す a から e までの要件を全て満たしているものとする。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所
の登録を受けていること。
- b 参加資格確認日において、資格者名簿の「測量，コンサルタント等業務」に登録さ
れていること。
- c 平成 21 年 4 月 1 日以降に、国又は県，市若しくは他の地方公共団体等が発注した
新築，かつ 3,000 m²以上の公共施設を実施設計した完了実績を有していること。
なお，この場合の実績とは，直接受注した実績に限るものとし，再委託先（下請等）
としての実績は含まない。
- d ドライシステムかつ，3,000 食以上/日の調理能力を有する新築の学校給食施
設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高
等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並
びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校
給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムかつ，3,000
食以上/日の調理能力を有する新築の民間調理施設を実施設計した実績を有している
こと。なお，この場合の実績とは，直接受注した実績に限るものとし，再委託先（下
請等）としての実績は含まない。
- e 新築でドライシステムの学校給食施設又は，新築でドライシステムの民間調理施設
の工事監理をした実績を有していること。なお，この場合の実績とは，直接受注した
実績に限るものとし，再委託先（下請等）としての実績は含まない。

(イ) 建設企業

建設企業は，単体又は共同で参加するものとし，それぞれの場合において，以下に
示す要件を全て満たしているものとする。

【単体で参加する場合】

- a 建設企業は，単一企業で業務を実施することも可とし，龍ヶ崎市内に本店があり，
発注する工事に対応する許可業種（建築工事業）について，5年以上の営業年数を有
し，同業種の工事について，元請けとして一定の実績を有すること。
- b また，建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を
受けており，建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合審査評点が 90
0 点以上であること。
- c 平成 21 年 4 月 1 日以降に竣工した，延べ床面積 1,000 m²以上の新築の公共施

設の施工の実績を有していること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、建設JVで施工した場合には、構成員数が3者で20%以上、2者で30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。

【共同で参加する場合】

建設企業は、複数企業で共同して行うことも可とし、この場合は、a以下の要件を満たす建設JVを結成することとする。なお、建設JVを結成する場合、全ての構成員はbからdまでの要件を満たすものとし、代表企業となる代表構成員についてはeについても満たすものとする。

- a 建設JVの結成に当たっては、資格者名簿に登録された同一工種の共同施工方式によるJV（以下「甲型JV」という。）とする。甲型JVを結成する場合には、以下の要件を満たしているものとする。
 - (a) 甲型JVの代表構成員は、出資比率が構成員中最大であって単独の企業であること。
 - (b) 甲型JVの構成員は、2者であること。
 - (c) 甲型JVの1構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - (d) 甲型JVの構成員毎に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。これらの配置技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であることとし、これらの恒常的雇用関係の確認のため、別途証明書等を請求する場合がある。なお、配置させる期間は、工事着手日から建設業務の完成検査終了日までとし、申請後の変更は原則として認めない。
- b 参加資格確認日において、資格者名簿の「建築工事」に登録されていること。
- c 龍ヶ崎市内に本店があり、発注する工事に対応する許可業種（建築工事業）について、5年以上の営業年数を有し、同業種の工事について、元請けとして一定の実績を有すること。
- d 建設企業のうち、代表企業となる建設企業については、建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けており、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値が950点以上であることとする。ただし、甲型JVを結成して参加する場合の、当該代表構成員以外の構成員の審査評点は900点以上とする。
- e 平成21年4月1日以降に竣工した、延べ床面積3,000㎡以上の新築の公共施設の施工の実績を有していることとする。当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであることとする。なお、建設JVで施工した場合には、構成員数が3者で20%以上、2者で30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。

(16) 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加資格確認書類の受付締切日とする。

参加資格確認基準日から落札者決定までの期間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

(17) 構成員の変更

参加資格の確認後は、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業及び協力企業の変更については、当該変更により事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

5 審査及び選定に関する事項

(18) 提案書等の審査

提案書等の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために、庁内関係者で構成する事業者選定審査委員会（仮称）（以下「審査委員会」という。）が行う。その結果を龍ヶ崎市契約審査会（以下「審査会」という。）に報告し承認を得る。

(19) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

イ 提案審査

参加資格を有する者から提出された提案書等をヒアリングの実施と併せて、落札者決定基準に従い、総合的に審査・評価する。

ウ 審査事項

落札者決定基準に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

(20) 入札書類に係る提出書類の取り扱い

(ア) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、事業者の提案書類は、特に市が必要と認める場合、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づ

いて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には，当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、従って、事業者の業務に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に公表する契約書（案）に示すものとする。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、「入札説明書」に添付する「契約書（案）」において定めるものとする。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、契約に関する議案を令和2年龍ヶ崎市議会第4回定例会に提出する予定である。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業で使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円を使用し、時刻は日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市公式ホームページを通じて行う。

市公式ホームページ <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>

5 問合せ先

(1) 事業に関すること

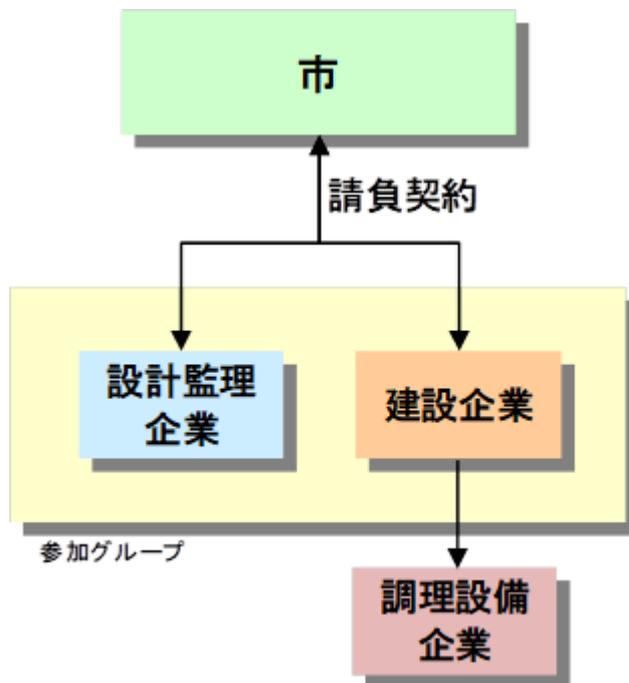
- ・ 龍ヶ崎市 学校給食センター 第2調理場
- ・ 〒301-0004 茨城県龍ヶ崎市8757
- ・ 電話 0297-64-7027
- ・ E-mail kyusyoku-2@city.ryugasaki.ibaraki.jp

(2) 事業者の募集等に関すること

- ・ 龍ヶ崎市 契約検査課
- ・ 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710
- ・ 電話 0297-64-1111（内444）
- ・ E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

別紙1：事業スキーム

現時点で市が想定している事業スキームは、下図の通りである。



別紙２：リスク分担表

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続き	1	入札説明書の誤り，入札手続きの誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	本事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	上記以外の税制度の新設・変更等		○
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う調査，建設，提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務，提案内容に起因する環境問題（騒音，振動，電波障害，有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により，事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動（※１）	14	事業期間中のインフレ・デフレ	○	○
	事業の中止・延期	15	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		16	事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		17	上記以外のもの	○	○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
契約前	入札費用	19	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	20	落札者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		21	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延（※２）	○	○
		22	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

（※１）一定範囲の物価変動は事業者，それ以上の物価変動は市が負担する。

（※２）事由の如何を問わず事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

段階	リスクの種類	No	概要	負担者	
				市	事業者
調査・設計	測量・調査	23	市が実施した測量，調査に関するもの	○	
		24	事業者が実施した測量，調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	25	市の帰責事由により変更する場合	○	
		26	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	27	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		28	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	29	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		30	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	31	本件施設建設予定地の確保に関するもの	○	
	用地の瑕疵	32	本件施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		33	市が把握し，事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		34	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	35	事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの		○
		36	上記以外のもの	○	
	工事遅延	37	市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	39	市の帰責事由によるもの	○	
		40	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	41	本件施設完成後，要求性能に不適合の部分，施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	42	工事材料，建設機械器具，引き渡し前の工事目的物について生じた損害，その他工事の施工に関して生じた損害		○